三	三六四、五〇〇円
一	三七二、六〇〇円
二	三八〇、八〇〇円
三	三八九、〇〇〇円
四	三九四、四〇〇円
五	

第二条　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の九十、十二月に支給するときは百分の九十五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の七十二、十二月に支給するときは百分の七十六」を「百分の七十四」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の五十四、十二月に支給するときは百分の五十七」を「百分の五十五・五」に改め、同項第四号中「六月に支給するときは百分の二十七、十二月に支給するときは百分の二十八・五」を「百分の二十七・七五」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（次項において「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

法律第八十五号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	報酬月額
最高裁判所長官	二、〇一〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、四六六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四〇六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三〇二、〇〇〇円
判事　一号	一、一七五、〇〇〇円
判事　二号	一、〇三五、〇〇〇円
判事　三号	九六五、〇〇〇円
判事　四号	八一八、〇〇〇円
判事　五号	七〇六、〇〇〇円
判事　六号	六三四、〇〇〇円
判事　七号	五七四、〇〇〇円
判事　八号	五一六、〇〇〇円
判事補　一号	四二一、五〇〇円
判事補　二号	三八七、八〇〇円
判事補　三号	三六四、九〇〇円
判事補　四号	三四一、六〇〇円
判事補　五号	三一九、八〇〇円
判事補　六号	三〇四、七〇〇円
判事補　七号	二八七、五〇〇円
判事補　八号	二七七、三〇〇円
判事補　九号	二五五、一〇〇円
判事補　十号	二四六、二〇〇円
判事補　十一号	二三九、四〇〇円
判事補　十二号	二三三、四〇〇円
一号	八一八、〇〇〇円
二号	七〇六、〇〇〇円
三号	六三四、〇〇〇円
四号	五七四、〇〇〇円
五号	四三八、九〇〇円